

野呂山観光施設等に係る指定管理者の候補者の選定について

野呂山観光施設等に係る指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

(1) 国民宿舎野呂高原ロッジ

所在地	呉市川尻町野呂山5502番37
設置目的	市民の健全なレクリエーションの場を提供し、健康の増進を図るとともに、観光客の利用に供するため、低廉で清潔な宿泊休憩施設として設置する。

(2) 野呂山ビジターセンター

所在地	呉市川尻町野呂山5502番238
設置目的	市民の交流及び地域コミュニティの推進を図るとともに、観光に関する情報提供を行うための施設として設置する。

(3) 野呂山レストハウス

所在地	呉市川尻町野呂山5503番143
設置目的	市民の交流及び地域コミュニティの推進を図るとともに、観光に関する情報提供を行うための施設として設置する。

(4) 呉市川尻筆づくり資料館

所在地	呉市川尻町板休502番39
設置目的	伝統ある川尻筆の製造方法の紹介、収集、保管、展示等を行うことにより、ふるさとの産業に関する市民の知識及び教養の向上に資するための施設として設置する。

(5) 呉市野呂山セントラルロッジ

所在地	呉市川尻町板休5502番242
設置目的	野呂山公園施設の利用の増進を図るとともに、野外活動等を通じた市民の健全な心身の育成及び社会教育活動の充実に資するための施設として設置する。

2 公募の概要

(1) 公募期間 平成25年7月16日（火）から平成25年8月15日（木）まで

(2) 応募者

団体名	団体所在地	代表者
一般財団法人野呂山観光開発公社	呉市川尻町板休5502番37	渡邊 正弘

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

応募者が1者であったため、募集要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、各審査基準ごとにその適否を、野呂山観光施設等の指定管理者選定委員会において審査しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	判定
① 事業計画書等の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。	・利用者の平等な利用の確保	適・否 ※否は失格
② 事業計画書等の内容が、施設等の適切な維持管理が図られるものであること。	・適正かつ確実な維持管理 ・災害時や緊急時等の適切な対応	適・否 ※否は失格
③ 事業計画書等の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	・指定管理料等の提案額 ・管理経費の縮減への取組	適・否 ※否は失格

④ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズの把握及び質の高いサービスの提供 ・施設の特徴を生かした斬新さや独自性のある自主事業の提案 ・地域や市民協働を意識した取組 	適・否 ※否は失格
⑤ 施設等の管理を安定して行う能力を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況 ・必要な人員配置体制 ・個人情報等の適切な管理体制 	適・否 ※否は失格
総合判定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、一般財団法人野呂山観光開発公社を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

応募者	一般財団法人 野呂山観光開発公社	【評価した点】 <ul style="list-style-type: none"> ・野呂山の関連施設を一体的に管理することによる効率的な管理運営を実現する内容であったこと。 ・閑散期における格安の宿泊プランの企画等、利用促進が図られる内容であったこと。 ・施設の老朽化が進む中、アンケート等による苦情等に対して適切な施設管理や対応が図られる内容であったこと。
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準①	適	
審査基準②	適	
審査基準③	適	
審査基準④	適	
審査基準⑤	適	

4 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

【問い合わせ】 呉市産業部観光振興課 (電話 0823-25-3182)
 呉市教育委員会文化振興課 (電話 0823-25-3461)